

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳再交付決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項及び法施行令10条3項の規定に基づいて、令和2年2月28日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）再交付処分（以下「本件処分」という。）のうち、請求人の心臓機能障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害程度等級（法施行規則別表第5号「身体障害者障害程度等級表」（以下「等級表」という。）による級別。以下「障害等級」という。）を、4級と認定とした部分を不服として、1級への変更を求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由により、本件障害はもとの1級に変更すべきであるとして、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

症状が改善せず、今でも自宅近くのスーパーの買物に行く時には10m歩くと心臓動悸が早くなり、苦しく途中で休まないと歩けなくなり、休み休み帰宅しています。2ヶ月に1度の診察の時に、この症状が出る事を担当医師に説明をするのですが、異常がないと言われま

す。

しかし、現実には1級の時と全く症状に変化はありません。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年11月6日	諮問
令和2年12月16日	審議（第50回第4部会）
令和3年1月26日	審議（第51回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 手帳の交付

法15条1項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えてその居住地の知事に対して行う旨を定め、同条4項は、知事は、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が「法別表に掲げるもの」に該当すると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならないと定めている。

法別表は、5項において、身体障害の一つとして、「心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの」を規定している。

(2) 障害等級の認定

ア 法施行規則

法施行規則 5 条 1 項 2 号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定し、同条 3 項は、級別は等級表により定めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに 1 級から 7 級までの障害の級別（障害等級）が定められている。

なお、等級表のうち、本件障害に関するものとして、心臓機能障害に係る部分のみを抜き出してみると、以下の表のとおりのものである。

級別	心臓機能障害
1 級	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
3 級	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4 級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

イ 東京都における規則と認定基準

東京都においては、手帳の交付申請者（再交付申請者を含む）の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、及びこれに該当する場合における障害の種類及び障害の程度（障害等級）についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成 12 年東京都規則第 215 号。以下「都規則」という。）を制定し、さらに都規則 5 条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成 12 年 3 月 31 日付 11 福心福調第 1468 号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準 8 条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（以下、同解説を「等級表解説」という。）、手帳の交付申請を受けた処分庁は、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

なお、等級表解説において、本件障害に関するものとして、心

臓機能障害でペースメーカー植え込みに係るものについて記載されている部分を示すと、別紙２のとおりである。

ウ 医師の診断書

処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法１５条１項の趣旨からして、提出された診断書に記載された内容を資料として判断を行うものと解される。

その際、処分庁は、診断書に記載された医師の意見（法１５条３項の意見）を踏まえつつ、診断書の記載内容全般を基にして、上記のとおり認定基準及び等級表解説に則って、客観的に判定を行うべきものである。

(3) 障害程度の再認定と手帳の再交付

法施行令６条１項は、法１５条４項の規定により手帳を交付する場合に、知事は、その障害程度に変化が生じることが予想される等必要があると認められるときは、手帳の交付とともに、法１７条の２第１項の規定による市町村の診査を受けるべき旨を、申請者に対して文書で通知しなければならないとする。法施行令７条は、当該診査を行った市町村長（法９条１項の規定により、区長を含む。）は、診査により、手帳の交付を受けた者の障害程度に重大な変化が生じたと認めた場合は、その旨をその者の居住地の知事に通知しなければならないとし、さらに、法施行令１０条３項は、当該通知により、知事は、その者の障害程度に重大な変化が生じたと認めた場合は、先に交付した手帳と引換えに、その者に対し新たな手帳を交付することができるとする。

ところで、法施行令１０条１項の規定により、手帳の交付を受けた時に比較してその障害程度に重大な変化が生じ、又は手帳の交付を受けた時に有していた障害に加えてそれ以外の障害で法別表各項のいずれかに該当するものを有するに至った者は、知事に対し、手帳の再交付の申請をすることができるが、その場合の申請には、法１５条１項及び３項に規定する医師の診断書・意見書を添付すべき

ことが定められており（法施行規則 7 条 1 項が準用する 2 条 1 項）、処分庁がこの再交付申請に対する判断を行う際にも、上記 (2)・ウに述べたところは、そのまま当てはまるものである。

一方、本件のように、法施行令 10 条 3 項の規定による手帳の再交付の場合は、同条 1 項の規定により手帳の再交付を受けようとする者からの申請に基づくものではないが、その障害程度に重大な変化が生じたと認める知事の認定においては、やはり同様の医師の診断書・意見書に基づく判断を行うべきものと考えられる。

このことからすると、法施行令 10 条 3 項の規定による場合における手帳の再交付に係る障害程度の再認定について、処分庁が判断を行うに当たっては、〇〇福祉事務所長からの法施行令 7 条による通知及び上記医師の診断書・意見書の内容を基に、これを総合的に考慮して行われるべきものであると解される。

2 本件処分の検討

そこで、本件診断書の記載内容を前提に、本件処分における違法又は不当な点の有無について検討する。

(1) 等級表解説では、心臓機能障害について、ペースメーカを植え込んだものについては、当該植え込みから 3 年以内に再認定を行うとされているところ（別紙 2・第 4・3・(4)）、請求人は平成 28 年 12 月 12 日にペースメーカを植え込んでいることが認められることから（別紙 1・Ⅱ・7）、本件障害の程度を判断するに当たっては、初回平成 29 年 1 月 24 日の手帳交付時に用いられた植え込み直後の判断基準（別紙 2・第 4・3・(4)・ア）ではなく、再認定の際の判断基準（同イ）に基づき行うことになる。

そして、身体活動能力におけるメッツの値が 4 以上である場合には、「社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」として等級表 4 級に該当する障害とされているところ（別紙 2・第 4・1・(3)及び同 3・(4)・イ・c）、本件診断書には、請求人の身体活動能力（運動強度）が 6 メッツであるとの記載が認められ（別紙 1・Ⅱ・

9)、障害程度等級についての〇〇医師の参考意見として4級相当との記載が認められる(別紙1・Ⅲ)ことからすれば、本件障害の程度は、等級表4級に該当するものと認められる。

また、本件診断書上、「臨床所見」で「有・無」を選択する項目は、全て「無」に〇印が付され、「胸部エックス線所見」は、心胸比「45」%、「特記所見なし」と記入されており、「心電図所見」は、「心房細動(粗動)」は「有」とあるが、そのほかの項目は「無」とされている(別紙1・Ⅱ・1ないし3)。「活動能力の程度」は、「家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動については支障がなく、それ以上の活動でも著しく制限されることがないもの又はこれらの活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起こらないもの」(等級表非該当)とされ(別紙1・Ⅱ・6)、「人工弁移植、弁置換」、「体内植え込み型除細動器」及び「その他の手術の状況」に記載がなく(別紙1・Ⅱ・7及び10)、本件障害が、等級表解説の1級及び3級として定める心臓機能障害(別紙2・第4・1・(1)及び(2))に該当するとの所見は認められない。

- (2) 以上のとおり、本件診断書について、認定基準及び等級表解説に照らして総合的に判断すると、本件障害は、「ペースメーカーを植え込み、自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの」(1級)及び「心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」(3級)のいずれにも至っているとは認められず、「ペースメーカーを植え込み、社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」(4級)として、障害等級4級と判断するのが相当である(別紙2・第4・1・(3)・ウ)。

したがって、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張

請求人は、上記第3のとおり、本件処分の違法性又は不当性を主張

しているものと解される。

しかし、障害等級の認定に係る総合判断は、上記1・(2)・ウ及び(3)に述べたとおり、本件診断書の記載内容全般に基づいてなされるべきものであり、本件診断書の記載内容を総合して判断すれば、請求人の障害程度は、認定基準及び等級表解説に照らして、「障害等級4級」と認定することが相当であることは上記2のとおりであって、本件処分における処分庁の判断が適切なものであると認められる。

したがって、請求人の主張には理由がないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙1及び別紙2(略)